

## 有明海自動車航送船組合監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき実施した平成28年度有明海自動車航送船事業会計の定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年10月13日

有明海自動車航送船組合

監査委員 豊田 祐一  
同 石橋 和正

### 定期監査結果

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査対象

平成28年度有明海自動車航送船事業会計

##### (2) 監査実施日

予備監査：平成29年6月14日（水）～15日（木）

委員監査：平成29年7月31日（月）

##### (3) 実施監査委員

有明海自動車航送船組合監査委員 豊田祐一  
同 石橋和正

#### 2 監査の結果

事業の管理及び財務会計事務の執行は、一部に改善すべき事項があったものの、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、監査意見及び是正・改善を検討すべき事項は次のとおりである。

##### (1) 監査意見

当年度の航送実績は、4月に発生した熊本地震の影響等により、航送車両台数362,612台と前年度に比べ10,591台減少している。

そのため、営業損益は赤字となったが、営業外損益は、有価証券（国債）の売却に伴う営業外収益の増加により黒字となっている。

この結果、経営成績は、総収益が1,190,846,302円、総費用が947,402,505円で、当年度の純利益は243,443,797円となっており、前年度に比べ83,509,511円収支が改善し、7期連続して黒字となっている。

熊本地震の影響等による利用者の減少は、次第に持ち直してはいるものの、航送需要はまだ地震前の状況まで完全に回復したとは言えない状況にある。また、ここ数年下落傾向にあった重油価格も今年に入って上昇傾向にあるなど、収益の減少と費用の増加が懸念される。

このような状況を踏まえ、当組合が取り組むべき課題として次の事項が挙げられる。

##### ア 誘客の促進について

熊本地震の影響等により、一時減少していた航送需要は、関係団体や国内外の旅行業者等との連携も図られ回復基調にある。

しかしながら、団体バスの減少等、いまだ従来の利用状況には至っておらず、今後とも利用者サービスの向上はもとより、関係団体等との更なる連携により効果的な誘客の促進を図る必要がある。

##### イ 管理部門の人員体制について

管理部門の職員については、当年度末に3人が退職し、平成29年度当初に2人を採用したことから、現在10人となっている。

しかしながら、今後平成33年度までに2人が定年を迎えることから、引続き計画的な人材確保に努め、体制整備を図る必要がある。

ウ 経営計画の策定について

事業運営の基本方針や目標を示した第4次経営健全化計画は、一定の成果を上げ、当年度で終了している。

しかしながら、航送需要は完全には回復しておらず、また、数年後には船舶の更新が見込まれるなど、収支に影響を与える事業も控えている。

このような状況の中、将来にわたり安定的な事業を継続するためには、一定の目標による計画的な取組が必要であり、早急にその指針となる中期的な経営計画の策定を図る必要がある。

(2) 是正・改善を検討すべき事項

財務に関する事務の執行等について、是正・改善を検討すべき事項が認められるので、より適正な執行を図りたい。

ア 組合例規について

組合例規について、次のとおり是正すべき点があるので、適切に整備すること。

(ア) 職員等の旅費に関する条例について

今年度、新たに日当の一部削減支給を行っているが、必要な条例改正が行われていない。

(イ) 会計規程等について

当組合会計規程に定める勘定科目について、平成26年度からの新制度適用に伴い、一部の勘定科目名の改正は行われたものの、勘定区分の整理等必要な改正が行われていない。

同規程には、他にも改正を要する点があるほか、処務規程、建設工事請負契約約款等についても改正を要する点が見受けられる。

イ 契約事務について

契約事務について、次のとおり是正すべき点がある。

(ア) 予定価格の設定等について

当組合会計規程では、随意契約においては予定価格を定めなければならないと規定されている。

しかしながら、業務委託等の随意契約において、予定価格を設定していないものが多数見られる。

有明海自動車航送船組合会計規程に基づき、適正な事務処理を行うこと。